

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	審査委員の承認
概要	個人施行者及び再開発会社は、審査委員を選任するときは、市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第7条の19第1項、第50条の14第1項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。 1 個人施行者又は再開発会社が、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、審査委員を3人以上選任して申請すること。(法第7条の19第1項、法第50条の14第1項) 2 審査委員が次に掲げる者でないこと。(都市再開発法施行令第4条の2第1項、政令第22条の3において準用する場合を含む。) (1)破産者で復権を得ないもの (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	